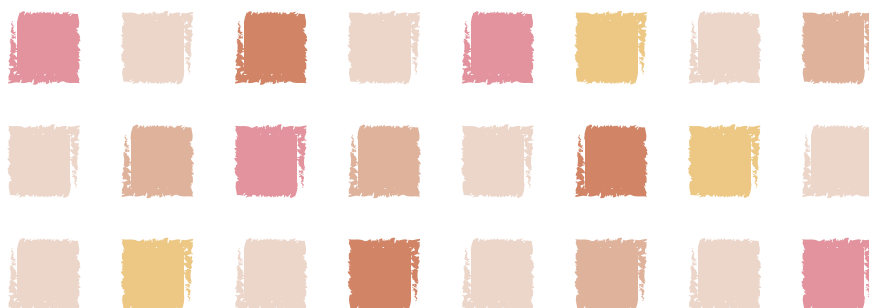
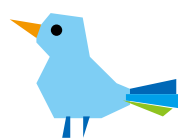




# 参考資料







## 計画の策定体制

### ①船橋市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第61条第7項において、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、地方版の子ども・子育て会議等の意見を聴かなければならないこととなっています。

本市では、「船橋市子ども・子育て会議」を条例により設置し、計画素案に対する意見の聴取を行いました。

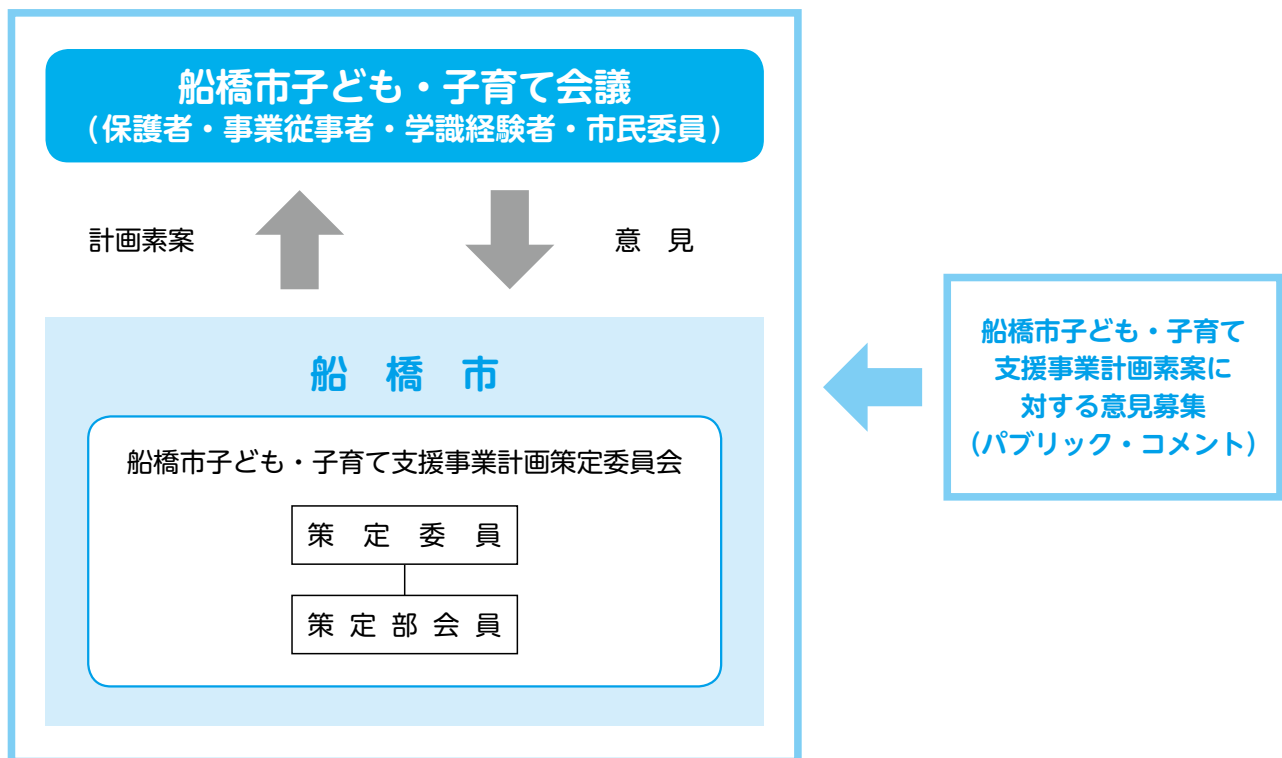
### ②船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会

市の庁内に、船橋市子ども・子育て支援事業計画の原案を作成する組織として、健康福祉局長、子育て支援部長及び関係各課長による「船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置しました。また、策定委員会には、原案作成を円滑に進めるため、策定委員の推薦を受けた職員による策定部会を設置しました。

### ③本計画素案に対する意見募集（パブリック・コメント）の実施

平成26年12月15日（月）に本計画素案を公表し、同日から平成27年1月14日（水）までを期間として、素案に対する意見募集（パブリック・コメント）を実施しました。

#### 【計画の策定体制】





## 船橋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日  
船橋市条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、船橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他これらに関連する事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第4条 委員は、法第6条第2項に規定する保護者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員の任期は、2年を超えない範囲で、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の会議の議決をもって子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議決とすることができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「会長」と、第2項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(資料提出の要求等)

第9条 子ども・子育て会議又は部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



# 船橋市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・50音順)

任期：平成25年9月1日～平成27年8月31日

※役職等は委員委嘱日現在のものです。

| 氏名    | 役職等                                 | 備考          |
|-------|-------------------------------------|-------------|
| 赤塚 倫子 | 船橋市私立幼稚園PTA連絡協議会副会長                 |             |
| 阿部 光弘 | 市民委員                                |             |
| 生田 邦彦 | 船橋市私立保育園協議会会長                       |             |
| 伊藤ミチ子 | 船橋市認可外保育所連絡会顧問                      |             |
| 今仲希伊子 | 船橋市保育園父母会連絡会会長                      |             |
| 岩浅 景一 | 船橋市私立幼稚園連合会会長                       |             |
| 太田 光洋 | 和洋女子大学教授                            | 副会長         |
| 大塚 良次 | 金杉台小学校長                             |             |
| 梶原 理恵 | 市民委員                                |             |
| 勝倉 教雄 | 全日本私立幼稚園連合会事務局長代行                   |             |
| 上村 義昭 | 船橋市社会福祉協議会常務理事                      | 任期～H26.8.25 |
| 小杉 典子 | 船橋市PTA連合会事務局長                       |             |
| 柴崎 正行 | 大妻女子大学教授                            | 会長          |
| 高橋 克文 | 千葉県民間保育振興会副会長                       |             |
| 田中 善之 | 日本青年会議所教育部会顧問                       |             |
| 薦木 明彦 | 千葉県市川児童相談所長                         |             |
| 鶴崎 桜子 | ふなばしファミリー・サポート・センター協力会員<br>(会員リーダー) |             |
| 寺崎 昭久 | 船橋市社会福祉協議会常務理事                      | 任期H26.8.26～ |
| 中原 美恵 | 東洋大学教授                              |             |
| 松崎 総一 | 全国私立保育園連盟総務組織部員                     |             |
| 若生美知子 | 船橋市民生児童委員協議会副会長                     |             |



## 船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の原案を作成するため、船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は健康福祉局長を、副委員長は子育て支援部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(策定部会)

第5条 委員会に、原案の作成を円滑に行うため、策定部会を置く。

2 策定部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 策定部会に部会長を置き、部会長は、部会員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 前条の規定は、策定部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「策定部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局子育て支援部子ども政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月2日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表

| 局及び部等   | 委 員                                                |
|---------|----------------------------------------------------|
| 企画財政部   | 政策企画課長、財政課長、男女共同参画センター所長                           |
| 総務部     | 行政管理課長                                             |
| 健康福祉局   | 健康福祉局長                                             |
| 健康部     | 健康政策課長、健康増進課長                                      |
| 福祉サービス部 | 地域福祉課長、障害福祉課長                                      |
| 子育て支援部  | 子育て支援部長、子ども政策課長、児童家庭課長、保育課長、保育施設整備課長、児童育成課長、療育支援課長 |
| 経済部     | 商工振興課長                                             |
| 管理部     | 教育総務課長                                             |
| 学校教育部   | 学務課長、指導課長、総合教育センター所長                               |
| 生涯学習部   | 社会教育課長、青少年課長                                       |



## 策定経過

| 年度     | 年月日            | 内 容                                                  |
|--------|----------------|------------------------------------------------------|
| 平成25年度 | 平成25年<br>8月22日 | 平成25年度第1回船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会                       |
|        | 9月25日          | 平成25年度第1回船橋市子ども・子育て会議                                |
|        | 10月17日         | 第2回船橋市子ども・子育て会議                                      |
|        | 10月25日         | 平成25年度第1回船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会策定部会                   |
|        | 11月13日         | 第3回船橋市子ども・子育て会議                                      |
|        | 11月20日         | 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施（12月17日まで）                    |
|        | 平成26年<br>1月～2月 | グループインタビューの実施                                        |
|        | 1月23日          | 第4回船橋市子ども・子育て会議                                      |
|        | 2月24日          | 第5回船橋市子ども・子育て会議                                      |
| 平成26年度 | 4月10日          | 平成26年度第1回船橋市子ども・子育て会議                                |
|        | 4月11日<br>4月17日 | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を国に報告                    |
|        | 5月 7日          | 平成26年度第1回船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会策定部会                   |
|        | 5月22日          | 第2回船橋市子ども・子育て会議                                      |
|        | 7月17日          | 第3回船橋市子ども・子育て会議                                      |
|        | 8月22日          | 第4回船橋市子ども・子育て会議                                      |
|        | 9月18日          | 第2回船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会策定部会                         |
|        | 9月30日          | 第5回船橋市子ども・子育て会議                                      |
|        | 10月 1日         | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を国に報告（中間的とりまとめ）  |
|        | 10月20日         | 第6回船橋市子ども・子育て会議                                      |
|        | 11月 4日         | 平成26年度第1回船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会                       |
|        | 11月17日         | 第7回船橋市子ども・子育て会議                                      |
|        | 12月15日         | 船橋市子ども・子育て支援事業計画素案の公表と意見募集（パブリック・コメント）（平成27年1月14日まで） |
|        | 12月24日         | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を国に報告（全国集計値への反映） |
|        | 平成27年<br>2月 6日 | 第8回船橋市子ども・子育て会議                                      |
|        | 2月25日          | 子ども・子育て支援法第61条第9項に基づく計画策定に向けた千葉県との協議                 |
|        | 3月             | 船橋市子ども・子育て支援事業計画策定                                   |





## 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要

### 1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要

本計画を策定するにあたり、どのような子育て支援施策が必要かを把握するため、アンケート調査を実施しました。

#### 【調査の種類と方法】

| 調査の種類            | 対象者                                                                                        | 実施方法          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 就学前児童調査          | 市内在住の就学前児童（0～6歳）のいる保護者を対象に、住民基本台帳より6,000人を無作為抽出                                            | 郵送配布・郵送回収     |
| 小学生調査            | 市内在住の小学校（1～6年生）に通学する年齢の児童のいる保護者を対象に、住民基本台帳より3,000人を無作為抽出                                   | 郵送配布・郵送回収     |
| 母子健康手帳交付者（初妊婦）調査 | 平成25年9月2日から平成25年12月17日までの間、初めて妊娠届出書を提出された方、はじめてママになるための教室及びパパ・ママ教室に参加された方で同意をいただいた方612人を対象 | 郵送及び窓口配布・郵送回収 |
| 市民調査             | 市内在住の市民（18歳以上）を対象に、住民基本台帳より1,500人を無作為抽出                                                    | 郵送配布・郵送回収     |
| 事業所調査            | 平成24年経済センサス活動調査市内事業所データから、従業者10人以上の500事業所を無作為抽出                                            | 郵送配布・郵送回収     |

■抽出条件 基 準 日：平成25年10月16日

就学前児童：平成25年3月31日現在で6歳未満の者

小 学 生：平成25年4月1日現在で小学校1年生～6年生の年齢である者

市 民：平成25年4月1日現在で18歳以上の者

■調査期間 平成25年11月20日（水）～平成25年12月17日（火）

#### 【配布・回収状況】

| 調査の種類            | 有効配布数  | 有効回収数  | 有効回収率 |
|------------------|--------|--------|-------|
| 就学前児童調査          | 5,989票 | 2,877票 | 48.0% |
| 小学生調査            | 2,996票 | 1,395票 | 46.6% |
| 母子健康手帳交付者（初妊婦）調査 | 610票   | 260票   | 42.6% |
| 市民調査             | 1,494票 | 447票   | 29.9% |
| 事業所調査            | 480票   | 126票   | 26.3% |

※有効配布数は、配布数からあて先不明、事業撤退を除いた数





## 2 グループインタビューの概要

5行政ブロックごとに子育てサークルや子育てサロン等を1グループ抽出し、これからの子育て支援に対する希望や、現在市で展開している子育て支援施策の満足度等について、グループインタビュー（ヒアリング）を実施しました。

### 【開催場所と参加者数】

|                 | 南部               | 西部              | 中部                 | 東部                                   | 北部              |
|-----------------|------------------|-----------------|--------------------|--------------------------------------|-----------------|
| サークル・<br>サロン主催者 | 民間子育て<br>サークル    | 児童ホーム・<br>児童育成課 | 高根・金杉地区<br>社会福祉協議会 | 児童ホーム・<br>児童育成課・<br>薬円台地区<br>社会福祉協議会 | 二和地区<br>社会福祉協議会 |
| 開催場所<br>(施設名)   | 南本町子育て<br>支援センター | 本中山児童ホーム        | 高根公民館              | 薬円台児童ホーム                             | 二和公民館           |
| 参加者数            | 10名              | 7名              | 5名                 | 5名                                   | 12名             |

アンケート調査結果は、グループインタビューの結果とともに、「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書」としてまとめました。報告書は船橋市ホームページにおいて公表しています。



## 用語解説 (50 音順)

※平成27年4月以降の事業内容で記載しています。

※本市独自の名称等を使用しているものについては㊦マークがついています。

## あ行

○**育児休業制度** いくじきゅうぎょうせいど 労働者が事業主に申し出ることにより、原則として子が1歳に達するまでの間その子を養育するために休業をすることができる制度のこと（一定の範囲の期間雇用者も対象となる）。

○**1号認定子ども(教育標準時間認定子ども)** ごうにんてい こ きょうぎょうひょうじかんにんてい こ 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性がないと認定を受けた子ども。

○**一時預かり事業** いちじあず りぎょう 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業のこと。

○**NPO** えぬぴーおー 「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

## か行

○**確認(制度)** かくにん せいど 給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認すること。

○**家庭的保育事業** かていてきほいくじぎょう 地域型保育事業の一つで、家庭的保育者が、自宅の居室などを保育室として使い、保護者に代わって家庭的な雰囲気のもとで保育を行う事業のこと。

○**確保方策** かくほうさく 量の見込みに対応するため設定する、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期のこと。施設及び事業をいつ、どのくらい供給するかを示す。

○**教育・保育施設** きょういく ほいくしせつ 認定こども園・幼稚園・認可保育所の総称。

○**教育・保育提供区域** きょういく ほいくていきょうくいき 市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するために定める区域のこと。各市町村はこの教育・保育提供区域ごとに、提供する量の見込みと確保方策を設定する。（※詳細はP10～11参照。）

○**行政ブロック(㊦)** ぎょうせい 船橋市総合計画において地区コミュニティを束ねる概念として設定している区域のこと。市域を南部、西部、中部、東部、北部の5つの区域に分けている。（※詳細はP10～11参照。）

○**居宅訪問型保育事業** きょたくほうもんがたほいくじぎょう 地域型保育事業の一つで、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業のこと。

○**合計特殊出生率** ごうけいとくしゅしゅつしやうりつ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する。

○**子育て支援コーディネーター(㊦)** こそだ しえん 子どもの成長発達・遊ばせ方、接し方、授乳、食事・人間関係の悩みなどの相談に対応する経験豊かな保育士等の専門職員のこと。

○**子育て短期支援事業** こそだ たんきしえんじぎょう 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設



設等に入所させ、必要な保護を行う事業のこと。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）がある。

○**子ども・子育て関連3法** 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（通称：認定こども園法の一部改正法）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律の総称。

○**子ども・子育て支援新制度** 子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のこと。消費税の増税分を主な財源とし、平成27年4月より開始。

○**子ども・子育て支援法** 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。子ども・子育て関連3法の一つとして平成24年8月に制定された法律。

○**子ども・子育て会議（地方版子ども・子育て会議）** 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例で定める合議制の機関（設置は努力義務）。本市においては、平成25年9月に保護者・事業従事者・学識経験者・市民委員など20名の委員構成により設置。（※条例及び委員名簿はP126～127を参照。）

○**子ども医療費助成（㊦）** 0歳から中学校3年生までの子どもの医療費の一部を助成する制度のこと。自己負担金は、入院が1日300円、通院が1回300円である。

○**こども発達相談センター（㊦）** 就学前の子どもの発達に関する心配事を心理発達相談員等が相談に応じている施設のこと。

○**子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業** 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業のこと。

## さ行

○**3号認定子ども（0～2歳・保育認定子ども）** 満3歳未満の子どもであって、保育の必要性があると認定を受けた子ども。

○**時間外保育事業（延長保育事業）** 保護者の就労形態等の事情により、通常時間を超えて子どもを預かる事業のこと。

○**事業所内保育事業** 地域型保育事業の一つで、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の3号認定を受けた子どもの保育を行う事業のこと。

○**次世代育成支援対策推進法** 家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、制定された法律。地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたもの。当初は平成27年3月31日までの時限立法であったが、平成37年3月31日まで10年間延長となった。

○**施設型給付** 教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付のこと。

○**市町村子ども・子育て支援事業計画** 子ども・子育て支援法に基づき、5年を一期として市町村が策定する教育・保育及び地域子ども・



子育て支援事業の提供体制の確保等の実施に関する計画のこと。

- 実費徴収に係る補足給付を行う事業** 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業のこと。

- 児童虐待** 保護者などが児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うこと。

- 児童発達支援事業所** 障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得または集団生活への適応のための訓練を行う、児童福祉法に基づく事業所のこと。

- 児童発達支援センター** 障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得または集団生活への適応のための訓練を行う、児童福祉法に基づく施設のこと。福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

- 児童ホーム（市）** 0歳から18歳未満の児童が、誰でも自由に遊べる施設のこと。児童館。

- 小規模保育事業** 地域型保育事業の一つで、少人数（6人以上19人以下）で保育を行う事業のこと。

- 少子高齢化** 出生数が減少し子どもの割合が低下するとともに、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加すること。

## た行

- 第三者評価制度** 福祉サービス第三者評価制度のことで、利用者がサービスを選択する際の目安や事業所の内容を把握することができるよう、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が評価する制度のこと。

- 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業** 新規参入事業者に対する相

談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）及び障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業のこと。

- 地域型保育給付** 地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）を対象とした給付のこと。

- 地域型保育事業** 少人数の単位で、主に満3歳未満の保育を必要とする子どもを預かる市町村認可事業のこと。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型がある。

- 地域子育て支援拠点事業** 地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のこと。

- 地域子ども・子育て支援事業** 子ども・子育て支援新制度において市町村が実施することとなる13事業の総称。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

- 地区コミュニティ（市）** 船橋市総合計画において、地域的な視点に立って行政を行うとともに、地域ぐるみの様々な活動を促進するために設定している区域のこと。市域を24のコミュニティに分けている。（※詳細はP10～11参照。）

- 特定教育・保育施設** 市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まない。

- 特定地域型保育事業** 市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

- 特定不妊治療** 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精のこと。





## な行

- 2号認定子ども（3～5歳・保育認定子ども）** 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があると認定を受けた子ども。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業（㊦））** 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業のこと。本市においては「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後60日以内に訪問を実施することとしている。
- 認可外保育施設** 保育を行うことを目的とする認可保育所以外の施設のこと。
- 認可保育所** 保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）の認可を受けて設置・運営される施設のこと。
- 認証保育所（㊦）** 認可外保育施設のうち、一定の基準を満たし、船橋市が認証した施設のこと。
- 認定こども園** 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）に基づき、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備えるものとして都道府県知事から認定（幼保連携型認定こども園については都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）から認可）を受ける施設のこと。以下の4つの類型がある。
  - ①幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす。新制度では認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となる。

- ②幼稚園型 認可幼稚園が、保育の必要性があると認定された子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす。
- ③保育所型 認可保育所が、保育の必要性があると認定された子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。
- ④地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない施設が、認定こども園として必要な機能を果たす。

- 妊婦健康診査事業** 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業のこと。

## は行

- 発達支援保育（㊦）** 保育所において、配慮の必要性がある子どもがサポートを受けながら、子ども同士の関わりを通し、共に育ち合う保育のこと。
- ひとり親家庭** 母子家庭及び父子家庭のこと。
- 病児保育事業** 病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業のこと。
- ファミリー・サポート・センター事業** 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。
- 船橋市次世代育成支援行動計画（ふなばし・あいプラン）（㊦）** 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として、船橋市が策定したもの。前期計画は平成17年度から平成21年度まで、後期計画は、平成



22年度から平成26年度までを計画期間とする。

- 保育所待機児童** 保育所に入所の申請をしているにも関わらず入所できない児童のこと。
- 保育所における質の向上アクションプログラム** 保育所保育指針に基づき、保育の質の向上を図る行動計画のこと。
- 保育の必要性の認定** 保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性の有無を認定すること。
- 放課後子供教室** 放課後や夏休みなどの子どもの安心・安全な活動場所を確保するため、小学校の施設を活用して自主的な遊びや学習、異年齢の子どもとの交流を行う事業のこと。
- 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム（㊦））** 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のこと。
- 放課後等デイサービス事業所** 就学している障害のある子どもを通所させて、放課後や夏休み等に生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進を図り、放課後等の居場所づくりを行う事業所のこと。

## や行

- 養育支援訪問事業** 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業のこと。
- 幼稚園** 学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳の子どもを対象とする施設のこと。

- 幼稚園の預かり保育** 幼稚園において通常の教育時間の前後や休業日などに在園児の希望者を対象に行う教育活動のこと。
- 幼保小連携** 幼稚園・保育所・認定こども園に通う就学前から小学校への子どもの成長や学びの円滑な接続等を目的とした幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携体制のこと。

## ら行

- 利用者支援事業** 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のこと。
- 量の見込み** 各市町村における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて算定した見込み量（需要量）のこと。
- 労働力率** 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

## わ行

- ワーク・ライフ・バランス** 仕事と生活の調和のこと。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。